

第24回定例会議の開催状況

第1 日時

令和8年10月1日(木)午後1時15分から午後4時00分

第2 場所

公安委員会室

第3 出席者

1 公安委員会

- ・ 高見澤委員長
- ・ 澤田委員
- ・ 津田委員
- ・ 小坂委員
- ・ 水谷委員

2 警察本部

- ・ 本部長
- ・ 総務部長
- ・ 警務部長
- ・ 刑事部長
- ・ 生活安全部長
- ・ 地域部長
- ・ 交通部長
- ・ 警備部長
- ・ 神戸市警察部長兼首席監察官兼第一方面本部長
- ・ 警察学校長
- ・ 情報通信部長
- ・ サイバーセキュリティ・捜査高度化センター長
- ・ 警備課次席
- ・ 災害対策課次席
- ・ 訟務官
- ・ 公安委員会補佐室長
- ・ 運転免許課管理官
- ・ 県民広報課調査官
- ・ 警務課調査官
- ・ 暴力団対策課調査官

第4 定例会議の概要

1 令和8年全国地域安全運動の実施について

令和8年全国地域安全運動の実施期間、目的、運動重点、推進事項等について報告があった。

委員から、「少年が、匿名・流動型犯罪グループに誘われて犯罪に巻き込まれる事案も報道されていますので、将来ある少年を守るべく、引き続き広報啓発活動をお願いしたい。」との発言があった。

2 初任科生の入校式について

「令和8年10月9日(金)、警察学校において、初任科第573期生及び初任科第574期生の入校式が執り行われる。」との報告があった。

3 公安委員会宛て文書の苦情受理等について

令和8年9月14日(月)から同年9月27日(日)までの間における公安委員会宛て文書の収受等について説明があり、7件の苦情受理を決定した。

4 苦情の受理及び処理の件数について

「令和8年9月10日(木)から同年9月23日(水)までの間における苦情の受理については、公安委員会宛てが10件、警察宛てが17件であった。」との報告があった。また、「公安委員会宛ての苦情1件については文書回答することとしたい。」との説明があり、決定した。

5 犯罪被害者等給付金の支給裁定(案)について(兵庫県における殺人事件)

「兵庫県における殺人事件について、令和8年6月、兵庫県居住の者から、遺族給付金の申請がなされたので、減額して支給することとしたい。」との説明があり、兵庫県における殺人事件に対する犯罪被害者等給付金の支給を裁定した。

6 国家賠償請求事件の応訴について

「障害者施設における暴行(虐待)事案を認知した警察署は、原告の亡娘等を被疑者と特定して通常逮捕した。亡娘は、留置(勾留)を経て釈放となり、釈放から約5箇月後、低栄養状態(推定)で亡くなった。令和8年6月、原告は、違法捜査、留置施設における健康管理義務違反の結果、亡娘が心的外傷後ストレス障害、摂食障害等を発症して亡くなったとして、兵庫県らに対し、国家賠償を求める訴訟を神戸地方裁判所に提訴した。捜査及び留置施設における対応に国家賠償法上の違法はないことから、請求の棄却を求めて、兵庫県特別弁護士を訴訟代理人に選任し、関係職員を代理人に指定して応訴することとしたい。」との報告があった。

7 運転免許証の更新処分に対する審査請求について

「令和7年12月、公安委員会は、審査請求人に一般運転者区分とする運転免許証の更新処分を行った。これに対し、令和8年1月、審査請求人から、本件処分の取消しを求める審査請求がなされた。」との説明があり、運転免許証の更新処分に対する審査請求を裁決した。

8 放置違反金納付命令処分に対する審査請求について

「令和7年10月、公安委員会は、審査請求人に放置違反金納付命令処分を行った。これに対し、令和8年1月、審査請求人から、本件処分の取消しを求める審査請求がなされた。」との説明があり、放置違反金納付命令処分に対する審査請求を裁決した。

9 暴力団排除条例違反に対する勧告の実施について（その1）

暴力団排除条例に基づく勧告を行うことについて説明があり、暴力団排除条例に基づく勧告を決定した。

10 暴力団排除条例違反に対する勧告の実施について（その2）

暴力団排除条例に基づく勧告を行うことについて説明があり、暴力団排除条例に基づく勧告を決定した。

11 熊本県公安委員会からの援助要求に伴う警察官の派遣（案）について

「令和8年熊本地震に伴う災害警備に万全を期すため、熊本県公安委員会から、警察法第60条第1項の規定に基づく援助要求を受けたので、本県警察官を派遣することとしたい。」との説明があり、熊本県公安委員会からの援助要求に伴う警察官の派遣を決定した。

12 運転免許の行政処分について

運転免許の行政処分に関する意見の聴取等に関する説明があり、次のとおり運転免許の行政処分を決定した。

- 1 運転免許取消処分に係る「意見の聴取」～27名
- 2 運転免許取消処分に係る「聴聞」～20名
- 3 運転免許事後取消処分に係る「弁明の機会の付与」～2名